

# 一般競争入札（町有財産売却）

## 実施のお知らせ

### （令和元年度 第1回）

#### 【申込受付期間】

令和1年11月28日（木）～令和1年12月12日（木）

※土・日・祝日を除く 午前9時～午後4時まで

※令和1年12月12日（木）は午後1時まで

※郵送の場合は、令和1年12月11日（水）必着

- ◎ この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- ◎ 入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただくとともに、物件及び利用等に係る諸規制について調査確認を行った上で、ご参加ください。

新温泉町役場 総務課 管財係

（TEL0796-82-3111 内線 222・224）

## 目 次

○令和元年度 第1回 一般競争入札物件一覧	1
1 入札参加申込方法等	1
2 入札の実施方法	2
3 契約の締結、売買代金の支払方法	4
4 所有権の移転、物件の引渡し等	5
5 用途の制限	5
6 その他	6
○自動車検査証、現況写真	7
○新温泉町町有財産売買契約書（案）	9
○一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書	11
○誓約書	12
○委任状	13
○入札書	14

# 令和元年度 第1回 一般競争入札物件一覧

物件番号	1	物件名	給食運搬車
車名	三菱 キャンター	登録番号	姫路11ほ914
自動車の種別	普通	用途	貨物
車体の形状	バン	総排気量	3560cc
走行距離	128856km	初度登録年月	平成4年8月
燃料の種類	軽油	最低売却価格(円)	非公表
その他	①ボディ仕様：アルミバン仕様 ②スタッドレスタイヤ装着 ③保管場所：浜坂中学校 ④元所管課：こども教育課（学校給食センター）		

## 1 入札参加申込方法等

### (1) 申込用紙の配布期間

令和1年11月28日（木）から令和1年12月12日（木）まで

配布時間は午前9時から午後4時までです。ただし、令和1年12月12日（木）は、午後1時までです。

なお、土曜日、日曜日及び祝日は配布しておりません。

### (2) 申込用紙の配布場所

新温泉町役場 総務課 管財係

（兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673-1）

### (3) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。

ただし、次に該当する方は申込みできません。

〔申込みのできない方〕

- ① 成年被後見人
- ② 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ③ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑤ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑧ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑨ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくとところの破壊的団体及び該当団体の役員若しくは構成員
- ⑩ 自動車の売買及び登録手続き等について一定の資格などを有していない者

#### （４）申込方法

##### ① 申込受付時間

令和 1 年 1 月 28 日（木）から令和 1 年 1 月 12 日（木）まで、  
受付時間は午前 9 時から午後 4 時まで。ただし、令和 1 年 1 月 12 日（木）は、午後 1 時まで  
です。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

上記期間内に新温泉町役場に到達したものを有効とします。

郵送の場合は、書留又は簡易書留によることとし、令和 1 年 1 月 11 日（水）必着とします。

##### ② 申込先（問合せ先）

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2 6 7 3 - 1  
新温泉町役場 総務課 管財係  
TEL0796-82-3111 内線 222・224

##### ③ 提出書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書兼入札参加申込書（実印で押印）

※ 11 ページのものをご使用ください。

イ 誓約書（実印で押印）

※ 12 ページのものをご使用ください。

ウ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）

※ 証明書類は入札日の 3 か月以内に発行されたものを用意してください。

##### ④ 申込みに当たっての留意事項

ア 販売目的で申込みされる場合は、あわせて「古物商営業許可証」の写しを提出してください。

イ 申込みの取下げは、受付期間内に限って行うことができます。

ウ 申込みがないと、入札に参加できません。

## 2 入札の実施方法

### （１）入札

① 日時 令和 1 年 1 月 19 日（木）午前 10 時 10 分

② 場所 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2 6 7 3 番地の 1  
浜坂多目的集会施設 1 階 小会議室

##### ③ 注意事項

ア 入札開始時刻に間に合うよう、お早めに会場にお越しください。

イ 入札へは、申込者又は代理人が必ず出席してください。

なお、代理人によって入札する場合は、委任状を作成の上、会場にて入札前に提出してください。

ウ 入札開始時刻になりますと入札会場を閉鎖します。遅れて来られた方は入場することができなくなりしますので、ご注意ください。また、入札終了後までは退出できません。

- エ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。
- オ 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を中止することがあります。
- カ 入札会場への入場は、申込者1者につき、合計2名までとします。
- キ 入札会場内では、私語、携帯電話による会場外との連絡はできません。
- ク 郵便又はファクシミリによる入札はできません。

④ 当日に持参していただくもの

- ア 入札保証金受領書
- イ 委任状（代理人により入札しようとする場合のみ。）  
※ 13ページのものをご使用ください。
- ウ 実印（代理人が入札される場合は、代理人の印（委任状の印））
- エ 入札書提出用の封筒

(2) 入札書の作成方法

- ① 入札書は、14ページのものをご使用ください。  
※ 再入札が行われる場合がありますので、コピーを準備しておいてください。
- ② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字（0、1、2、3・・・）の字体を使用してください。文字は、すべてかき書とし、ペン書き又は黒のボールペン書きとしてください。
- ③ 入札書の記載に当たっては、次の点に留意してください。  
ア 年月日は、入札日とします。  
イ 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人が入札される場合は、その方の住所・氏名も）を記入のうえ、本人が入札する場合は本人の実印を、代理人が入札する場合は代理人の印（委任状の印）を必ず押印してください。  
ウ 入札金額の訂正はしないでください。
- ④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
- ⑤ 入札書は、封書にして提出しなければなりません。

(3) 入札保証金について

- ① 入札に参加される方は、入札保証金を令和1年12月12日（木）午後1時までに新温泉町役場出納室に納付してください。
- ② 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。  
〔例〕（入札しようとする金額が500,000円の場合）  
$$500,000 \text{ 円} \times 5/100 = 25,000 \text{ 円}$$
  
このような場合、入札保証金は25,000円以上を納付するようにしてください。
- ③ 開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは再度入札を行います。その場合に入札保証金の額が不足するときは、再度入札の前に追加して納付することができます。
- ④ 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。  
それ以外の方へは、入札終了後、入札保証金受領書と引換えに返還します。また、落札者が決定しない場合も、入札保証金受領書と引換えに返還します。
- ⑤ 入札保証金には、利息は付しません。
- ⑥ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込み資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

(4) 開札

開札は、入札後直ちに、入札者又はその代理人の立ち合いのもと行います。

(5) 無効とする入札

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札参加資格がない者のした入札
- ② 入札書を所定の日時まで提出しなかった入札
- ③ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理してした入札
- ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金が納付されていない入札又は入札保証金の額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額、入札者の住所、氏名及び押印（代理人が入札する場合は、代理人の住所、氏名及び押印）のない入札又はこれらが分明でない入札
- ⑦ 入札書の金額を訂正した入札
- ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法

- ① 町が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者はくじを引くことを辞退することはできません。

(7) 再度入札

- ① 開札の結果、予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行います。
  - ② 再度入札の回数は、2回以内とします。
  - ③ 再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が無効とされなかった者（(5)の⑥、⑦に該当する入札をした者を除く。）に限ります。
- ※ 再度入札を行っても落札者がいなかった場合は、見積合せを行う場合があります。

(8) 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

また、開札結果（落札者の氏名・名称）を入札者以外に公表することの可否について、意向を落札者に対して確認させていただきます。

### 3 契約の締結、売買代金の支払方法

- (1) 落札者は、新温泉町役場総務課において、速やかに町有財産売買契約書（案）により売買契約を締結し、同時に売買代金の100分の10以上の契約保証金を新温泉町役場出納室に納付していただきます。なお、売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。
- (2) 町有財産売買契約及び本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。
- (3) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。
- (4) 契約保証金は、下記(6)の売買代金と契約保証金との差額の支払いと同時に、売買代金に充当します。契約保証金には、利息は付しません。

(5) 契約の締結に当たっては、次の書類を提出しなければなりません。

① 個人の場合：破産していない旨の証明書（市町）

また、外国人の場合は、併せて外国人登録原票記載事項証明書

② 法人の場合：商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）、資格証明書（代表者事項証明書）

(6) 契約締結後、20日以内に売買代金と契約保証金との差額を一括して支払っていただきます。

(7) 落札者は、売買代金を完納する前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

#### 4 所有権の移転、物件の引渡し等

(1) 契約締結後、売買代金の納入通知書を送付しますので、売買代金と契約保証金との差額を納付いただき、売買代金の領収書（コピー）を総務課に直接持参又は郵送してください。

(2) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、売買物件を落札者に引渡します。

(3) 落札者は、引渡しがあったときから10日以内に、売買物件を適切な場所へ移動しなければなりません。

(4) 売買物件は契約を締結したときの現状有姿（契約後速やかに町で一時抹消登録を行い、自賠責保険は解約します。）で引き渡します。

(5) 落札者は、売買物件を引続き運行の用に使用する場合は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所に当該車両を持ち込み、登録の手続きを行ってください。また、それに伴う費用は落札者の負担とします。

(6) 物件番号1の落札者は、所有権移転後速やかに当該車両に表示されている「新温泉町学校給食センター」を消去してください。

#### 5 用途の制限

売買物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

(1) 「暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

(2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと。

(3) 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと。

(4) 「売買物件を第三者に譲渡、貸付する際には、(1) から (3) までに掲げる用途」に供されることのないようにしなければならないこと。

## 6 その他

(1) 入札希望者は、この「実施のお知らせ」の記載内容、自動車検査証及び町有財産売買契約書（案）の各条項をすべて承知した上で入札してください。

(2) この「実施のお知らせ」と現況が相違している場合は、現況が優先します。

(3) 現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、物件等の調査確認を行ってください。なお、この場合、事前に総務課管財係にご連絡ください。

(4) 落札者は、この「実施のお知らせ」及び自動車検査証等に記載した事項について、現況に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができません。

(5) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に売買物件にかかる危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、消失など新温泉町の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うことになり、売買代金の減額を請求することはできません。

(6) 自動車取得税及び自動車税が発生する場合は、落札者が自ら申告、納税してください。



番号 00459 A

# 自動車検査証

平成 30年 8月 8日

神戸運輸監理部長

自動車登録番号又は車両番号	平成 18年 2月 7日	初度登録年月	平成 4年 8月	自動車の種別	普通乗車	用途	貨物自動車	自家用・事業用の別	車体の形状
姫路 11 ほ 914 車	平成 18年 2月 7日	平成 4年 8月	平成 4年 8月	普通乗車	普通乗車	貨物自動車	貨物自動車	自家用	[021]
三菱		[313]		長さ	2000mm	幅	2740mm	高さ	4905mm
FE325E560860 式				重量	185kg	前軸重	1360kg	後軸重	1380kg
U-FE325E改				燃料の種類	軽油	前軸重	1360kg	後軸重	1380kg
所有者の氏名又は名称	兵庫県豊岡市								
所有者の住所	兵庫県豊岡市新温泉町浜坂2673-1								
使用者の氏名又は名称	***								
使用者の住所	***								
使用の本拠の位置	***								
有効期間の満了する日	平成 31年 8月 29日								
備考	<p>[始末]... 継続検査          自動車重量税額 ¥31,500          この自動車はNOx・PM対策地域内に使用の本拠を置くことができません。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。          [走行距離計表示値] 126,100km (平成30年8月8日)          [旧走行距離計表示値] 122,000km (平成29年8月9日)          [受検種別] 指定整備車          [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり          [受検形態] 指定整備工場          [整備工場コード] 63-0013-0          以下余白</p>								

売買契約締結後、一時抹消登録を行います。



(物件番号1 : 給食運搬車)



## 新温泉町町有財産売買契約書（案）

新温泉町長西村銀三（以下「甲」という。）と△△△△△（以下「乙」という。）との間に、物件の売買について、次のとおり契約を締結する。

### （売買物件）

第1条 甲は、乙に対し末尾記載の物件を売り渡し、乙はこれを買受ける。

### （売買代金）

第2条 前条の売買における売買代金（以下「代金」という。）は、〇〇〇〇円とする。

- 2 乙は、代金を甲が発行する納入通知書により、令和〇〇年〇〇月〇〇日までに甲に支払わなければならない。
- 3 乙が前項に規定する納入期日までに、代金を支払わないときは、甲は、納入期日の翌日から納付する日までの日数に応じ、年2.7%の割合で計算した延滞金を徴収することができる。

### （契約保証金）

第3条 乙は、この契約の効力が発生したとき、〇〇〇〇円の契約保証金を甲の指示するところにより納付しなければならない。ただし、既納の入札保証金を契約保証金の一部に充当するものとする。

- 2 前項の契約保証金には、利息は付さないものとする。

### （売買物件の引渡し）

第4条 甲は、乙が代金を完納したときは、速やかに売買物件を乙に引き渡さなければならない。

- 2 乙は、前項の引渡しがあったときから10日以内に、売買物件を適切な場所へ移動しなければならない。

### （所有者移転登録等）

第5条 売買物件の所有権は、乙が代金を完納したときに甲から乙に移転するものとし、当該所有権移転のための申請等は、乙が行うものとする。

- 2 前項の申請等に要する費用は、乙の負担とする。

### （契約保証金の処理）

第6条 乙の責めに帰すべき理由により、甲がこの契約を解除するときは、契約保証金は、甲に帰属する。この場合において、甲が損害賠償の請求をすることを妨げない。

(契約の費用)

第7条 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(用途制限)

第8条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件を第三者に譲渡及び貸付する際には、前項の定め反する用途に供されることのないようにしなければならない。

(協議)

第9条 この契約に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項について定める必要が生じたときは、甲乙協議の上定める。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県美方郡新温泉町浜坂2673番地の1  
新温泉町長 西 村 銀 三

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○  
△△△△△△

売買物件の表示

物件番号	物件名	車両番号等	車名、通称名及びグレード等

一般競争入札参加資格審査申請書  
兼 入 札 参 加 申 込 書

令和 年 月 日

新温泉町長 様

入札参加申込者 住 所  
(所在地) \_\_\_\_\_

氏 名

法人名  
(代表者名) \_\_\_\_\_ 印

(印鑑証明印)

連絡先電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

新温泉町が令和1年12月19日(木)に執行する次の新温泉町町有財産売却の一般競争入札に参加する資格の審査を申請し、一般競争入札への参加を申し込みます。

入札参加申込物件

物件 番号	物件名	車両番号等	車名、通称名及びグレード等
1	給食運搬車	姫路11ほ914	三菱 キャンター (初度登録 平成4年8月)

◎ 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)

## 誓 約 書

私は、新温泉町が実施する新温泉町町有財産一般競争入札の申込みにあたり、次の事項を誓約します。

1 以下に掲げる者に該当しません。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 11 条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (8) 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (9) 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）に基づくところの破壊的団体及び該当団体の役員若しくは構成員
- (10) 自動車の売買及び登録手続き等について一定の資格などを有していない者

2 入札に際し、一般競争入札(町有財産売却)実施のお知らせ、自動車検査証、町有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で参加します。

令和 年 月 日

新温泉町長様

住 所  
(所在地) \_\_\_\_\_

氏 名  
法人名  
(代表者名) \_\_\_\_\_ 印

## 委 任 状

私は、新温泉町が実施する一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代理人に権限を委任します。

### 記

#### 1 委任する権限

新温泉町町有財産【物件番号1：給食運搬車】売却の一般競争入札に関する一切の権限

#### 2 代理人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

令和 年 月 日

新温泉町長様

入札申込者 住 所  
(所在地) \_\_\_\_\_

氏 名  
法人名  
(代表者名) \_\_\_\_\_ 印  
(印鑑証明印)

(注) 委任状は、入札当日に、入札しようとする物件ごとに必要です。

# 入 札 書

物件番号 ..... 1 .....

物 件 名 ..... 給食運搬車 .....

入札金額 ..... ¥ .....

※消費税相当額を含んで記入してください。

※金額は訂正しないでください。

上記のとおり、新温泉町財務規則（平成17年新温泉町規則第39号）は勿論、一般競争入札（町有財産売却）実施のおしらせ、契約条項、その他関係書類、物件等を熟知のうえ上記金額をもって入札します。

令和 年 月 日

新温泉町長 西 村 銀 三 様

入札者 住 所  
(所在地) \_\_\_\_\_

氏 名  
法 人 名  
(代表者名) \_\_\_\_\_ 印  
(印鑑証明印)

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印  
(委任状の印)

(注) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）を記入の上、代理人の住所、氏名を記入し、委任状の印を押印してください。